

ID: 475

担当部署: 上下水道室 工務課 上水道係

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	名寄市水道事業給水条例 第7条第2項		
例規番号	平成18年条例第204号		
<p>【根拠条文】 (工事の施行) 第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和2年7月1日